一の二　構成市町村につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額（施行令第十八条第一項第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額に限る。）の合計額が、当該構成市町村につき算定した子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における子ども・子育て支援納付金の額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）の百分の一に相当する額以上である場合　当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額（施行令第十八条第一項第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額に係る減免額に限る。）の合計額の十分の八以内の額の合計額	（新設）
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第四十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出）	（死亡の届出）
第九条　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項本文の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。	**第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める加入員又は基金が支給する年金若しくは一時金の受給権を有する者のうち、加入員に係るものは、死亡について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる加入員とする。	（新設）
4　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、加入員に係るものは、当該加入員の死亡の日から七日以内に当該加入員に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（新設）